

長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 1 5 日

長崎県病院企業団監査委員 下 山 満 寛
同 今 村 嘉 昭

令和 2 年度実施監査結果

第 1 監査の概要

1 監査の対象

令和元年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、
奈留医療センター、富江病院、上五島病院、有川医療センター、
奈良尾医療センター、対馬病院、上対馬病院及び壱岐病院

2 監査実施日

予備監査 令和 2 年 7 月 8 日～令和 2 年 1 0 月 6 日

委員監査 令和 2 年 1 0 月 8 日～令和 2 年 1 1 月 1 0 日

3 実施監査委員

長崎県病院企業団監査委員 下 山 満 寛
同 今 村 嘉 昭

第 2 監査の結果

1 意見

(1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事業管理及び事務執行に努める必要がある。

(2) 個別事項

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師、看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。特に今年度以降は新型コロナウイルス感染症が病床利用率等にどの程度影響するか不明であるが、従来どおりの患者確保が厳しいことを前提に、これに対応できる体制を構築する必要がある。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取組に加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定等の影響もあり、5年連続して経常損益での黒字を確保していたが、平成27年度以降は経常損益で赤字となり、令和元年度は1日平均患者数、患者1人1日当たり収益が入院、外来ともに増加したことから、引き続き赤字ではあるものの近年の厳しい状況からは改善がみられる。しかしながら、平成26年度以降、純損失を計上しており、令和元年度末未処分利益剰余金が1,046,688千円となっている。このままでは、3年後には累積欠損金を計上することが予想され、経営改善が急務である。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、「長崎県病院企業団第3次中期経営計画（令和3年度～令和6年度）」の策定にあたっては、

「長崎県病院企業団第2次中期経営計画(平成29年度～令和2年度)」における取組の十分な検証を行い、これを踏まえて、職員一人一人が当事者として自覚を持てるよう、目標設定の段階から参画を求め、医師だけでなく看護師、医療技術職、事務職員等も含め共通認識を持って策定する必要がある。

さらに、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、スローガンに掲げている“郷診郷創”「地域での受診が、地域を創る」の取組を行政と一体となって、より一層進めていく必要がある。また、地域住民に経営実態を知っていただき、自分達が地域の病院を支えるという意識を持っていただくことも重要である。

② 行政と協働した健康診断の推進について

離島地域の病院並びに附属診療所は、新たに患者の掘り起しにつながる健康診断を行政と協働して強力で推進すべきである。

健康診断を通して住民の健康に寄与することにより、地域に信頼される医療機関となり、患者ニーズの把握や島外受診の実態把握もより正確になり、郷診郷創の第一歩となっていくものと考えられる。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 104,770 千円で、前年度末に比し 1,964 千円減少(対前年度比 1.8%減)している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取組には、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取組を徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取組を強化する必要がある。

④ 職員の不祥事について

壱岐病院の職員が、平成29年5月から令和元年5月にかけて、給食の私的な摂取及び持ち帰りを行うという事件が発生した。

当該職員の行為が厳しく非難されることは当然であるが、約2年間という長期に渡り事件が発覚しなかったことは、誠に重大であり、管理体制を見直すとともに、病院の信頼回復と再発防止に早急に取り組む必要がある。

⑤ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成27年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成29年央に70%以上にするるとともに、平成30年度から令和2年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和元年度は企業長の職務目標として85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、令和元年度末の実績は数量ベースで74.4%（前年度数量ベース70.7%）となり目標を達成できなかった。

DPC対象病院においては、目標を達成しているが、それ以外の病院では、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要がある。

⑥ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取組を進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。

特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにもかかわらず、1者応札が多数見受けられ、競争性が発揮されているとは言い難い。できる限り多くの業者が参加できるよう電子入札の導入に向けた準備を進める必要がある。

また、医療機器の更新時期やメンテナンスの方法について、企業団としての基準を作成できないか検討を進める等、経費節減の努力が必要である。

事務処理の誤りについては、まだ、軽微な誤りが見受けられる。契約事務マニュアルに沿った手続の徹底や令和元年度に導入したチェックリストを活用し、チェック体制の強化を図る必要がある。

2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図られたい。

【精神医療センター】

1. 未収金について

令和元年度末における過年度医業未収金は、9,389千円で、前年度末と比較すると95千円の減少である。未収金対策については、新たな未収金を抑制しているが、平成25年以前のもものが課題であり、個人ごとの管理台帳の整備をきちんと行い、分割納付方式導入を図る必要がある。

2. レセプトについて

返戻されまだ提出されていないレセプトについて、当該診療年度で収益化されていなかった。該当年度で収益化すること。

3. 契約事務について

平成30～31年度に行った空調工事改修で施工体系図、建退共掛金収納書等受注者より提出してもらうべき書類でないものがあった。

同工事の監督職員の任命がされていなかった。適正に処理すること。

4. 領収済通知書について

該当年度および発行年月日の記載のないものが多数あった。(3枚複写で作成しており、納付書に年度および発行年月日を記載していないで交付していた)債権の該当年度及び発行日を記載すること。

【島原病院】

1. 未収金について

令和元年度末における過年度医業未収金は17,320千円で、前年度末と比較すると1,415千円減少している。未収金については、債権回収嘱託職員を平成24年度から配置し、回収に努めている。今後も引き続き努力すること。

2. 公印の管理について

公印使用時に公印管守者の承認がされていない。公印を使用する際

は、検印を行い、公印管理を徹底すること。

3. 支払事務について

支払時期を書面により約定していない契約の支払について、請求書を受理してから15日を超えて支払っているものがあつた。適正に処理すること。

4. 契約事務について

修繕について参考見積を徴取せず、本見積と併用している（写を代用している）事例があつた。参考見積についても本見積とは別に徴取すること。

がん診療センター建設工事実施設計監理業務委託契約について、設計額が随意契約とすることができる限度額を大きく超えているにもかかわらず、随意契約としている。適切に処理すること。

債務負担上限額を超えた金額で、手術器具賃貸借契約の予定価格調書の作成及び契約締結を行っていた。適切に処理すること。

【五島中央病院】

1. 未収金について

令和元年度末における過年度医業未収金は10,782千円で、前年度末と比較すると304千円増加している。2年前未整備であつた家庭訪問を行う職員が携帯する「身分証書」は、整備されていた。未収金の回収については、督促状の送付の改善（6月以上未収者→3月以上未収者）など行っている。個人毎の未収金管理簿の整備が必要。今後とも、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 契約事務について

医師事務作業補助業務について、現員の急な退職により随意契約が可能な金額（100万円）を超えたものを地方自治法167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）を根拠条項として随意契約を行っていたが同条項は災害時のときなどに用いる条項であり随意契約ができる理由にはならない。適切に処理すること。

予定価格について業者との事前協議によるとの記載のみで積算根拠

が不明確なものがある。参考見積を取るなど積算根拠を明確にすること。

【五島中央病院附属診療所奈留医療センター】

1. 未収金について

未収金について令和元年度末における過年度医業未収金は1,624千円で前年度末と比較すると54千円減少している。未収金の回収については、分納制度、連帯保証人制度も活用しながら未収金の減少に努めること。

【富江病院】

1. 未収金について

令和元年度末における過年度医業未収金は370千円で前年度末と比較すると216千円減少している。今後も未収金の減少に努めること。

2. 資産管理について

購入した資産の耐用年数を決定する際に地方自治法施行規則によらず納入業者から聞いた年数を採用していたため、同規則と異なる年数で設定している資産があった。適切に処理すること。

3. 棚卸について

実施日、実施者、立会者の記載がない。実施日、実施者、立会者を記載すること。

4. 契約事務について

産業廃棄物処理委託契約で予定価格が予定額を上回る額で設定されている。予定価格は予定額の範囲内で設定すること。

予定価格の積算根拠が不明確なものがある。参考見積をとるなど積算根拠を明確にすること。

業務委託契約書に収入印紙が添付されていないものがある。委託業者にも確認し必要な契約には添付するよう指示すること。

生体情報モニターシステム購入契約について、期間限定価格であることを理由に令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）で随意契約している。緊急性を理由にできるのは災害等で緊急で契約しなければ生命財産にかかる場合のみ、期

間限定価格は理由にならない。随意契約する場合は理由を精査すること。

予定価格が100万円を超える清掃委託契約について2者の見積合わせで随意契約を行っている。予定価格が100万円を超える委託契約については入札が原則である。次年度以降入札を行うこと。

5. 伝票の編纂について

財務会計システム上、削除した伝票が伝票の綴りに入っており、逆に起票した伝票が入っていなかった。適正に処理すること。

【上五島病院】

1. 未収金について

令和元年度末における過年度医業未収金は5,111千円で前年度末と比較すると1,927千円減少している。未収金の回収については、今後も未収金の減少に努めること。

2. 公印の管理について

公印使用時に公印管守者の承認がされていない。公印を使用する際は、検印を行い、公印管理を徹底すること。

3. 時間外勤務手当について

医師時間外勤務命令簿の業務内容の記載がない中で時間外を支給している。時間外業務内容の記載がないものは、支給できない。適正に業務内容を記載すること。

4. 契約事務について

予定額が予算額を上回っている事例がある。予定額は起案時に業者から定価証明書を取り積算、予算額は予算編成時に業者から見積りを取り積算しているため、予定額が予算額を上回る状況になっている。予定額は予算額の範囲内で設定すること。

委託契約で起案文書に予定価格及び積算根拠の記載がないものがある。前年度の契約額をもとにしているとのことだが、その場合は起案文書にその旨を記載すること。

【上五島病院附属診療所有川医療センター】

1. 公印の管理について

公印使用時に公印管守者の承認がされていない。公印を使用する際は、検印を行い、公印管理を徹底すること。

【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

1. 公印の管理について

公印使用時に公印管守者の承認がされていない。公印を使用する際は、検印を行い、公印管理を徹底すること。

【対馬病院】

1. 未収金について

令和元年度末における過年度医業未収金は 25,718 千円で、前年度末と比較すると 294 千円増加している。未収金の回収については、今後とも未収金の減少に努めること。

2. 契約事務について

100 万円を超える固定資産購入時に、検査員の任命がされていなかった。適切に処理すること。

固定資産の入札で、落札決定後の入札執行者の確認印が入札書に押印されていなかった。適切に処理すること。

入札結果一覧表の作成がされていなかった。作成の上、公表すること。

委託契約で積算も参考見積の徴取もしておらず、予定価格の積算根拠が不明確なものがある。前年度の契約額をもとにしているとのことだが、その場合は起案文書にその旨を記載すること。

修繕について予定価格の積算根拠が分からないものがある。参考見積をとるなど積算根拠を明確にすること。

【上対馬病院】

1. 棚卸について

実施日の記載がない。実施日を記載すること。

2. 契約事務について

委託契約で徴取した見積書に、代表者氏名及び代表者の押印がないものがある。適切に処理すること。

【壱岐病院】

1. 未収金について

令和元年度末における過年度医業未収金は 20,127 千円で、前年度末と比較すると 397 千円増加している。未収金対策についての明文化されたものがなく、また、個人ごとの未収金管理台帳の改善を図る必要がある。未収金対策としての方針や体制などを内規としてきちんと作成する必要がある。

2. 公印の管理について

院長公印の管理・保管については適正であったが、企業出納員印が勤務時間は誰でも押印できるようになっていた。適正に管理すること。

3. 保留レセプトについて

当該診療年度で収益化されていない。該当年度で収益化すること。

4. 入院診療費（患者自己負担分）について

地方公営企業法第 20 条に基づき発生主義（現実主義）であるべきであるが、この発生主義を理解しておらず、「請求書を発行した日」で収益化（仕訳）している。保険診療分と同様に、診療日の属する年度にて収益化すること。

5. 契約事務について

医療機器等の購入について検収を行う際に契約担任者から検査員へ検査下命を行っていなかった。適切に処理すること。

医事業務委託で 4 月、5 月の 2 か月において、総合評価プロポーザル方式への事務手続変更の準備に時間を要したため、令和元年度に当業務を実施した業者と随意契約を行っているが、随意契約の根拠法令として「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号」を適用している。「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号」は災害時などの緊急時を想定したものであり、事務手続の遅れを理由とする当契約の随契理由にはあたらない。適切に処理すること。

清掃業務委託で最低制限価格を設定しているが、公告及び通知へ記載されていない。最低制限価格を設定する場合は、県の契約事務マニュアル

ルに記載のとおり、公告及び通知へその旨記載すること。

清掃業務委託で契約保証金免除申請の添付書類について契約書だけでなく、履行証明書の写しを添付すること。

空調設備更新を計画的に行っているが、当該工事内容が空調設備の更新工事であるにもかかわらず、修繕費（3条）で随契契約として執行している。（令和元年度 3件、計28,204千円）設備の更新工事であり修繕費に該当しないため、適切に処理すること。

【本部・共通】

1. 職務専念義務免除申請について

承認日の前に就任承諾書を提出している事例があり、また、病院で承認すべき内容について本部で承認している事例があった。

適切に処理すること。

2. 監査資料について

費用収益明細書の増減率について、全病院記載が適切でなかった。前年度0で今年度数値がある場合は100%増ではなく皆増、前年度の数値があり今年度0となった場合は△100%ではなく皆減と記載するよう様式を改めること。

3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

・精神医療センター	4件
・島原病院	2件
・五島中央病院	3件
・奈留医療センター	5件
・富江病院	4件
・上五島病院	7件
・有川医療センター	2件
・奈良尾医療センター	1件
・対馬病院	4件
・上対馬病院	7件
・壱岐病院	5件
・本部・共通	5件

第 3 長崎県病院企業団基金運用状況

1 監査の対象

令和元年度長崎県の離島医療を担う人材育成基金及び長崎県病院企業団応援寄附基金

2 基金運用の概要

1. 長崎県の離島医療を担う人材育成基金

この基金は、離島医療に従事する人材の確保・育成事業等による高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成25年4月1日に設置されたもの

2. 長崎県病院企業団応援寄附基金

この基金は、長崎県病院企業団において、医療に従事する人材の確保・育成や医療機器の整備等を行い、高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成31年1月1日に設置されたものである。

3 意見

設置目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

4 指摘事項等

- ・特になし